

一般財団法人気象業務支援センターにおける公的研究費の適正使用に関する行動規範

平成 29 年 5 月 22 日制定

この行動規範は、公的研究費（以下「研究費」という。）の取扱いに関し、職員としての取組の指針を明らかにするものである。

- 1、研究費の使用にあたっては、配分機関が定めるガイドライン及び一般財団法人気象業務支援センターが定める諸規程の使用ルール、その他関係する法令等を遵守すること。
- 2、研究費の原資は国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚し、適正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外の使用など不正な使用は行わない。
- 3、研究費を使用する研究員は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
- 4、研究員及び事務職員は、研究費の適正な執行を確保するため、相互に密接な連携を図ること。
- 5、研究員及び事務職員は、公的研究費の不正使用が当センターに対し深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公的研究費の不正防止計画を踏まえて行動する。

注）公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日文部科学大臣決定）」で示されている研究費のうち、当センターにおいて研究活動に使用した全ての資金をいう。